

平成 30 年 2 月 19 日

公益信託法の見直しに関する中間試案に関する意見

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

第 1 新公益信託法の目的

賛成。

なお、公益信託法の見直しに際しては、「補足説明」第 3 パラグラフにもあるとおり、現行の税法上の規定による 3 段階の複雑な制度を改め、「公益法人制度と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となる」よう、税制当局との調整を強力に進めていただきたい。

第 2 公益信託の定義等

第 2-1 公益信託の定義

<改正意見> (前略) その他「公益を目的とする受益者の定めのない信託として」を単に「公益を目的とする信託として」とし、「受益者の定めのない」を削除する。理由は下記の通り。

<理由>

1. 「補足説明」6 頁にあるとおり、受益者の定めのない信託と公益信託の異同は、「受益者の定めのない」点を共通点とする以外に見当らず、他方両者においては、「重要な部分で相違点があり、性質上大きく異なるものと言える」ことから、「受益者の定めのない」という冠をつける必要がないこと。

※ さらにいえば、「受益者の定めのない」ということは、公益信託一般に概括的にみられる特色であるが、個別には、受益者が特定されている場合（例えば公益法人を公益信託の受益者とする例）であっても、公益信託であることを前提としてその受益権の性質を議論している有力学説（四宮和夫著「信託法（新版）」309 頁）も存在しており、実務上もこのような例は十分想定されること。

2. 冠をつけることに若干の意味があるとする、「中間試案」の①第 3 の 2 「不認可処分を受けた信託の効力」や、②第 1 6 の 5 「公益信託の成立の認可の取消しによる終了」の場合において、受益者の定めのない信託としては存続するという考えがあるという（注）とのつながりにおいてであるが、それらの考え方に対しては反対乃至は異論がある。

従って、それらの考え方が否定された場合には、「受益者の定めのない信託」という修飾語は全く不要となる。

3. 旧信託法第67条は、公益信託を単に「公益ヲ目的トスル信託」としており、それで何の不都合もなかったものであり、現行の「公益信託に関する法律」第1条の公益信託の定義において意味があるのは、信託法第11章の特例を適用することにあつたと思われるが、それについても今般の改正法において想定される公益信託は、信託法§258①に規定する受益者の定めのない信託と大きく異なるとする（上記1の「補足説明」参照）と、「受益者の定めのない」という冠は不要と考えられる。

なお、公益の例示として「祭祀、宗教」を掲げることには、英米においては別建てとなっており、世界的に例も少ないことから反対する。

第2-2 公益信託事務の定義

賛成。ただし、第2-1と同様に「祭祀、宗教」は削除されたい。

第2-3 現行公益信託法第2条第1項の削除

賛成。

第3 公益信託の効力の発生

第3-1 公益信託の成立の認可

賛成。

第3-2 不認可処分を受けた信託の効力

本文には反対。

（注1）の考え方に賛成。

<理由>不認可処分を受けた信託は、単に私人間の信託であることから、その効力を新公益信託法の中に規定すべきではない。

（注2）の考え方に反対。

<理由>信託法第11章の特則設けるその内容にもよるが、「公益を目的とする受益者の定めのない信託」とでも称した場合、新法による公益信託と紛らわしさが生じる可能性があることから、その歯止め等が講じられない限り反対である。

第4 公益信託の受託者

第4-1 公益信託の受託者の資格

乙案に賛成。ただし、（注1）及び（注2）の考え方をデフォールトルールとして採用する方向で検討されたい。

なお、（注2）について、自然人が受託者の場合、共同受託者として法人受託者のみならず、他の自然人受託者との共同受託を認めるものとする。即ち、共同受託者は双方が自然人である場合もありうるものとする。また自然人受託者は、他の法人受託者もしくは他の自然人受託者、及びその他の信託関係人とは、利害関係がない者であることを担保する要件が必要である。（例えば共同受託者が法人受託者であれば、自然人受託者自身及びその他の信託関係人、並びにその親族、使用人等が、その法人の役員や出資者ではないことを要する）

また、受託者の要件について、受託者たる法人または自然人は、（2）（3）のアないしオの要件の他に、公序良俗に反する事業（公益認定法第5条5号）を営んでいないことを、公益法人制度の場合と同様に認定要件とすべきである。

第4-2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

賛成。

ただし税制の優遇を得られる公益信託とするために、上記第4-1の（注1）の運営委員会を、受託者と後記第5-1の信託管理人（必要によっては委託者）によるガバナンス体制に加えて必置機関とすることを検討されたい。

なお、運営委員会の必置機関化については、第13-1～13-3ならびに第16-2の機関の変動の場合も同様に考えるべきと考える。（詳細は第13-1～13-3の意見をご参照。）

第5 公益信託の信託管理人

第5-1 公益信託の信託管理人の必置

賛成。（注）の考え方にも基本的に賛成。

第5-2 公益信託の信託管理人の資格

賛成。

ただし（注）にある学識経験及び信用を有するとする要件については、積極的かつ定性的な要件であり、その適正の判断も困難であることから反対する。

第5-3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

賛成。

ただし「補足説明」（25頁）において、別表1の通り、公益信託の受託者の辞任、解任等の同意権や信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権等については、委託者、受託者及び信託管理人による私的自治を尊重し、信託行為による信託管理人の権限の制限を認めることも考えられる」とあるが、公益信託のガバナンスの要を担う信託管理人の権限に関しては制限を認めるべきではないと考える。

第6 公益信託の委託者

第6-1 公益信託の委託者の権限

賛成。

ただし「公益信託の委託者の権限には、信託行為による別段の定めをしなくても有する権限があり、それらを委託者としての権限と利害関係人としての権限に分けて考える考え方（「補足説明」26頁）に従えば、少なくとも前者については可能な限り（公益法人における寄附者同様）ミニマナイズする、後者については運営委員会等が存在しないこともあることを考慮すると、受託者が不適切な行為をする場合の対応策として一定の権限を与えることはやむを得ないと考えるが、個別の権限については、今後さらに慎重に検討すべきである。

第6-2 公益信託の委託者の相続人

賛成。

ただし（注）の考え方については、委託者の相続発生後の法律関係が複雑になることから反対である。

第7 行政庁

第7-1, 2 行政庁

賛成。

第8 公益信託の成立の認可の申請

第8-1, 2 公益信託の成立の認可の申請

賛成。

<理由>

なお、第8-2補足説明（29～30頁）において「申請書以外に必要となる具体的な書類」としてアからケまでが記載されているが、「ケ」について削除すること。

（理由）「ケ」は公益認定法規則第7条3号でも規定されているが、申請者にとって予見できない書類の提出を求められることがあり、公益法人認定の場でも申請者に過度の事務負担を生じさせることがあるが、必要な申請添付書類は法令で明記することが望ましい。

この種の行政庁宛て申請書類・添付書類については、明記するのが行政手続きの現在の傾向であり、特定非営利活動法人の認証及び認定申請や、社会福祉法人の設立申請においても、このような規定はない。少なくとも、「所轄行政庁の規則（府令、条例等）が定める書類」とすべきである。

第9 公益信託の成立の認可基準

第9-1 公益信託の目的に関する基準

賛成。

第9-2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

賛成。

ただし、受託者が自己執行責任を有することを原則とすることを明文化すべきである。具体的には、信託法第28条1号の規定と同様に、信託行為に信託事務を第三者に委託することができる旨の定めがあるときにのみ、信託事務を第三者に委託することを限定する。

また、受託者が、公益信託事務を第三者に委託する場合には、信託法第35条1項及び2項の規定と同様に、委託先の選任・監督責任を有すること、及び委託先の選定対象の基準や規律の設定が必要である。そして第35条3項（信託行為に第三者が指名されている場合には、受託者の監督責任はない）や、同4項（信託行為の別段の定めにより、不適任・不誠実等である指名された第三者に対する受託者の監督義務等の免責を規定しうる）は、公益信託は私益信託と同様の意味では受益者が不存在であり、委託者の監督も限定的で相続されないことを考えると、公益信託には不適用とすべきである。さらに委託先については、受託事務を遂行する経験、財産的基礎と人的リソースを有していること、報酬の妥当性を担保するための算定方法が定められていること、委託先に対する受託者及び信託管理人の質問権、調査権、検査権が契約上保障されていること等が確保されるべきである（ただし、この項については、公益信託の認可のガイドライン等のレベルの規制であっても構わない。）。

第9-3 公益信託の信託財産に関する基準

賛成。

ただし、（注）の考え方については、公益認定法第5条十五号に規定されている公益法人制度とのバランスを欠くとともに、認可基準としない理由も明確ではなく、株式会社等を支配するために使われないよう防止策が別途必要となること等から反対する。

第9-4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

（1）ア～ウについて賛成。但し、エの（ア）について検討を要する。

エの（ア）の収支相償については、公益法人制度においても問題のある制度とされており、エの（イ）の遊休財産規制と（ウ）の公益目的事業比率により、儲け過ぎによる内部蓄積を図ることや管理費の無駄遣い等の弊害は十分に避けられると思われることから、これについては、公益法人制度における問題状況を参考にしながら、これを採用しないことを含め慎重に検討すべきである。

（2）賛成。

ただし、上記（１）のエの公益信託の会計基準について、公益信託事務が金銭の助成等に限定されているものについても、理論的には発生しうる問題であり、公益法人制度との権衡からも同一の基準を適用するものとすべきものである。しかし公益信託事務において、この問題が発生しないということが担保されるならば賛成する。そのためには、適用しない場合における「公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託」の定義や要件等を明確に規定する必要がある。

第 1 0 公益信託の名称

賛成。

第 1 1 公益信託の情報公開

第 1 1-1 公益信託の情報公開の対象及び方法

賛成。

行政庁による公開には認可申請書類等を含めた全面公開を期待する。

第 1 1-2 公益信託の公示

賛成。

行政庁による公示については、「公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは」の他に、公益法人同様、成立の不認可、勧告、命令の処分をしたときも公示対象とすることを希望する。情報公開は、公益信託のガバナンスを確保するための、最も重要な要件の一つであるからである。

第 1 2 公益信託の監督

第 1 2-1 行政庁の権限

賛成。

第 1 2-2 裁判所の権限

賛成。

第 1 3 公益信託の受託者の辞任・解任・新受託者の選任

第 1 3-1～1 3-3

第 1 3-1、第 1 3-2、第 1 3-3 とも賛成。

なお、第 4-2 で述べた運営委員会を必置とする考えが大勢の意見とはならない場合において、運営委員会的機関は個別の信託行為で設置しうること、その場合、その権限内容等についても強行法規として受託者、信託管理人、委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で、受託者の辞任、解任、選任に係る合意について権限を有するよう、自由に設計できることと理解している。例えば、受託者の解任について委託者及

び信託管理人の合意に加えて、運営委員も合意当事者とし、これら三者の合意が得られなければ裁判所の権限とすること等が考えられる。なおこの理解は、次の第14項においても同じとするほか、当事者の合意による任意終了（第16の2）も同様とする。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任・新信託管理人の選任 賛成。

ただし、受託者の辞任、選・解任と同様の規律という意味が、受託者は関与できない、すなわち、先ず信託管理人と委託者の合意、合意が得られなければ裁判所への申立てという手順であることを前提とする。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

第15-1～15-3

基本的に賛成。ただし第15-1-(2)において、信託行為の定め of 軽微な変更をするときに、当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合でも、受託者が単独で行えるようになっているが、その後の事後報告では受託者への牽制機能が十分機能しない恐れがあるので、慎重に検討されたい。

第16 公益信託の終了

第16-1 公益信託の終了事由

基本的に賛成。ただし(2)の受託者又は信託管理人の不在が1年間継続したときを絶対的取消事由とする点については、その不在の期間受託者が行うべき信託目的事務の実施や信託財産の管理・運用又は信託管理人が行うべき監査その他の権限は誰が行使するのかなど未検討と思われる疑問点があり、1年間不在が想定できない仕組みも含め慎重な検討を要する。

第16-2 公益信託存続期間

賛成。

第16-3 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

甲案に賛成。

第16-4 (公益信託の終了命令)

賛成。

第16-5 (公益信託の成立の認可の取消しによる終了)

賛成。

ただし、(注)の成立の認可の取消し後、受託者の定めのない信託として存続させることは、その旨の定めがあっても存続しないものとするのが妥当であることから反対する。

第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

第17-1 残余財産の帰属権利者の指定

賛成。

ただし(2)の(注)にある、公益信託成立後増殖した財産のみ公益帰属とし、元々の財産は私益に戻り得る考えは税制上の恩典を受ける前提からすれば到底容認できない。

第17-2 最終的な残余財産の帰属

賛成。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

第18-1 公益先行信託

賛成。

第18-2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

賛成。

第18-3 残余公益信託

賛成。

第18-4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

乙案に賛成。当初受益者への受益が不要となり信託行為を変更しその時点から公益信託とすることに特段これを排除する必要はないと考える。

第19 その他

第19-1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

乙案に賛成する。英国の公益信託(特に募金型公益信託)は信託宣言方式が多くみられる。これを排除する特段の理由はないものと思うことから乙案に賛成する。ただし、この場合委託者の不当な財産等の管理を回避するために、複数の受託者を設ける(英国の場合チャリティ・コミッションは3人以上を推奨)など機関設計上の工夫が必要と考える。

第19-2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い
賛成。

第19-3 罰則
賛成。

以上